

施策 Ⅲ-4-3	景観の保全と創造
-------------	----------

### 目 的

自然景観や田園景観、都市景観など地域の優れた景観を守り育て、魅力ある景観づくりを目指します。

### 現 状 と 課 題

地域風土に根ざした景観は、そこに住む人のみならず、訪れる人たちにとってもかけがえのない財産や資源であり、私たちの生活に潤いとやすらぎを与えてくれます。

美しい街並みづくり、築地松景観の保全、自然環境や歴史を活かした景観保全、環境美化活動など様々な景観づくりの活動が、住民団体やNPO、企業等により進められています。

より多くの市町村が主体的に景観の保全と創造に取り組むとともに、地域の特徴を生かした個性豊かでよりきめ細かな景観の形成を図っていくことが必要です。

県土全体の景観づくりについては、市町村間の広域的な調整や連携が必要です。

### 取 組 み の 方 向

築地松景観や石州赤瓦の家並みなど地域の優れた景観の保全、住民団体による様々な景観づくりの活動や市町村の主体的な取り組みを支援するとともに、景観を損なう行為に対する指導や助言などを行います。

### 成 果 指 標 と 目 標 値

成果指標	平成19年度		平成23年度
景観づくりに関する住民協定数	212件		220件

景観づくり条例に基づく「景観形成住民協定」及び「築地松景観保全住民協定」の協定数です。年間2件程度の増加を目指します。

## 目的を達成するための主な事務事業

事業名	概要
<p>地域性豊かな景観の保全事業</p> <p>〔担当課〕都市計画課</p>	<p>地域を代表する優れた景観である出雲平野の築地松景観を保全するため、維持経費の助成並びに広報や研修などを行います。また、石州赤瓦の家並みなどを保全するため、普及啓発や住民協定の締結を進めます。</p>
<p>魅力ある景観の創造事業</p> <p>〔担当課〕都市計画課</p>	<p>優れた景観を形成していくために、市町村や県民などが行う景観づくりを支援します。また、優れた景観を形成した施設や活動などを表彰します。</p> <p>周囲の景観に影響を与える大規模な建築等の行為について届出を求め、景観に配慮した施設となるよう指導や助言を行います。</p> <p>屋外広告物の掲出にあたって、良好な景観を形成するために、必要な規制を行います。</p>